

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

令和5年5月8日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の国内での発生に際し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済への影響を最小限に抑えるため、岩手県感染症予防計画に基づき、令和2年2月17日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置したところであるが、新型インフルエンザ特別措置法に基づく政府対策本部が廃止されたことなどから、県対策本部設置要綱第19条により、令和5年5月8日をもって、県対策本部を廃止する。